

第4章 自ら学び地域とともに 人を育む教育文化のまち

第1節 社会教育・生涯学習の推進

施策の目標

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ社会教育・生涯学習の充実に努めます。

施策の展開

(1) 社会教育関連施設の充実

社会教育活動の拠点となる総合福祉センターなどの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど施設の有効活用を図ります。

(2) 特色ある社会教育事業の整備と提供

多様な学習ニーズの把握に努め、特色ある社会教育事業の整備と情報提供の充実に努めます。

(3) 指導者の育成と団体等の活動支援

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、大学等との連携も図りながら、生涯学習活動への支援、各種社会教育団体の育成・支援に努め、学習活動を促進します。



第2節 学校教育の推進

施策の目標

基礎・基本的学力の向上をはじめ、時代の変化に対応した教育内容の充実を図り、特色ある教育・学校づくりを進めるとともに、子どもたちの教育環境・活動を支える体制づくりを推進します。

施策の展開

(1) 学校教育の充実

学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。また、学校と家庭・地域社会との相互理解を深め、健全な児童生徒の育成に努めます。

(2) 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自立や社会参加を見据えて、特別支援学級や通級による指導など個別の教育需要に応じた多様で柔軟な学びの場の充実を図ります。

(3) 子どもの安全の確保

子どもを犯罪や交通事故・自然災害から守れるよう、啓発活動を推進するとともに、保護者や学校、地域が連携した安全確保対策の推進を図ります。

(4) 学校施設の整備

これからの教育需要に対応した学校施設に係る改修の検討をはじめ、ＩＣＴ機器の充実など学習環境の改善に努め、教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設備の整備を図ります。また、教職員住宅については、老朽化等の実態を把握し計画的に整備を進めます。

第3節 次世代を担う人材育成の推進

施策の目標

「教育は、まちづくりの原点である」ということを再認識し、まちの未来を担う子どもたちに対して、関係機関相互の連携を強化し、地域の特色に富んだ学習活動の振興を図り、心豊かな子どもたちを育み、ふるさとに愛着を持つ人材等の育成に努めます。

施策の展開

(1) 家庭教育の充実

親同士の連携協力やグループ学習を進め、子育て相談機能の充実に努めます。さらに、親と子のふれあう体験活動の機会拡充、地区生涯学習やPTAによる子ども支援を進めます。

(2) 青少年教育の充実

自然、文化、歴史的環境を生かした体験学習の拡充と地域行事への参画、組織化の促進とともに、ボランティア精神の啓蒙、研修会の開催など青年リーダーの養成に努めます。

(3) ふるさと教育の推進

多くの住民がふるさとに対する興味・関心を持ち、郷土に対する愛着と誇りを育む教育の充実に努めます。

また、今後も予想される社会情勢の変化に対し、上ノ国高校の入学者数確保のため、各関係機関と連携協力を図るとともに、魅力ある学校づくり、地域に根ざした学校づくりの支援に努めます。



第4節 スポーツ・文化活動の推進

施策の目標

すべての住民がそれぞれに応じたスポーツ・文化活動を行える環境づくりとともに、住民主体の活動を支援します。

施策の展開

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、適切な管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する啓発に努めるとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。また、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及を図ります。

(3) スポーツ団体の育成・支援

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、住民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

(4) 芸術・文化団体の育成・支援

文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、住民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化に努めます。

(5) 文化イベント等の充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進め、多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

第5節 歴史文化の保存・継承・活用の推進

施策の目標

豊かな自然と人々の活動から生まれた歴史文化や北海道内でも希少な価値を有する指定文化財の保存・継承・活用を推進します。

施策の展開

(1) 文化財施設の整備と活用の充実

展示収蔵施設等の整備検討や既存施設の活用を図ります。

(2) 歴史文化の保存と活用

指定・未指定の文化財に関わらず、文化財の周辺に所在する自然環境を含んだ歴史文化の適正な保存・活用を進めるとともに、その普及に努めます。

また、地域の歴史文化の魅力を説明するガイド団体の育成・支援を図り、町内はもとより町外へ向けた歴史文化の普及・活用に努めます。

さらに、ICTの活用によりデジタル化を推進し、利用者および職員の利便性を向上させ、貴重な歴史文化の利活用を図ります。

(3) 歴史文化の継承

町民一人ひとりが地域の歴史や文化を振り返り、それらを後世に継承するため、町内に点在する歴史文化の集成及び調査を取り進め、「上ノ国町史」の編さん等を行い、歴史文化の継承に努めます。また、収集したデータをデジタルアーカイブ化し、その利活用に努めます。